

郵便局の活用等について

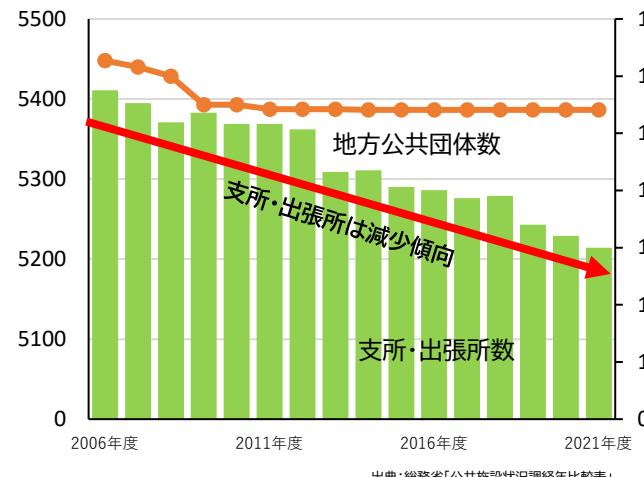
総務省 情報流通常行政局 郵政行政部 郵便局活用課

地域の現状と課題

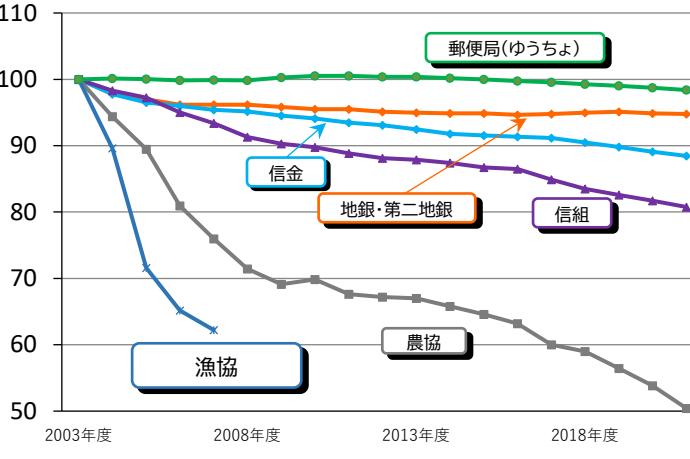
- 人口減少が進む我が国の地域社会において、地域の重要な生活インフラ（自治体支所、銀行、商店、医療機関等）の廃止・撤退が進み、地域の担い手確保が困難な状況。



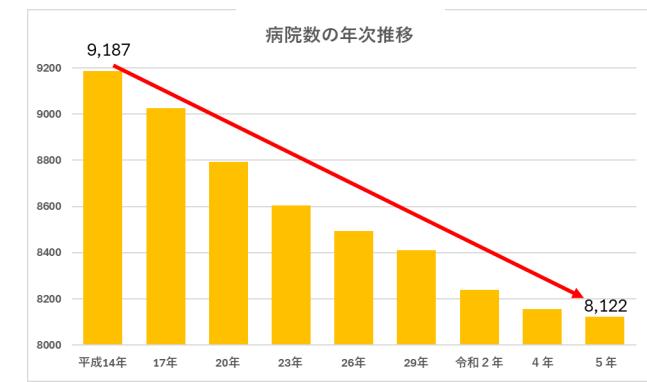
自治体数・支所・出張所数



銀行等の店舗数の推移



病院数の推移



令和5(2023)年医療施設調査

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450021&tstat=000001030908&cycle=7&tclass1=000001222880&tclass2=000001222882&tclass3val=0>

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の役割

- 人口減少が進む日本の地域社会において、全国約24,000局のネットワークを持つ郵便局は、地域の重要な生活インフラとしての役割を担っている。
- また、郵便局は、住民に身近な様々なサービスの拠点として、地域の実情やニーズにあわせた役割を果たすことへの期待が大きくなっている。



- 日本郵便株式会社は、目的達成業務として、**郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等を営むことができる**とされている。（日本郵便株式会社法第4条第2項、第3項）

<郵便局を活用した地域貢献に関する業務>

郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等**郵便局事務取扱法に係る業務**自治体のニーズに応じて
実施

- ・戸籍・除籍の謄本等の交付
- ・（地方税の）納税証明書の交付
- ・住民票の写し等の交付
- ・転出届の受付、転出証明書の引渡し
- ・マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等
- ・マイナンバーカードの交付申請の受付等
- ・印鑑登録証明書の交付 等

全国の郵便局
で広く実施

- ・マイナンバーカードの申請支援（申請書作成・顔写真撮影の支援、受取方法説明等）
- ・プレミアム付商品券の販売
- ・高齢者のみまもりサービス（訪問や電話による生活状況確認等）
- ・空き家の維持管理支援（物件の外観や戸締りの確認、写真撮影等）
- ・終活支援（相続や老後の備え等相談内容に応じて専門家を紹介） 等

地域のニーズ
に応じて実施

- ・オンライン診療
(空きスペースで医療機関・薬局とWeb会議を用いたオンライン診療・服薬指導)
- ・集落支援員活動
(郵便局員が「集落支援員」として集落点検や集落での話し合いの促進等)
- ・空き家調査
(郵便局員が自治体の示す調査項目に応じた調査、調査情報のデジタル化)
- ・地域特産品の生産・販売
- ・買い物支援
(地域拠点へのネットスーパー商品の配送)
- ・スマートスピーカーを活用した高齢者のみまもりサービス
- ・郵便局スペースの防災倉庫としての活用、防災物品の運送 等

* 自治体からの受託により実施

* 自治体だけでなく、法人や個人からの受託も含む

<自治体からの受託事務件数(R7.11末現在)>

	自治体事務受託(合計)	
	郵便局事務取扱法に基づく受託事務	
自治体数	201	429
郵便局数	675	5,548

※ 一部地域で実証・試行している取組もある（「郵便局の配達車両を活用したスマート水道検針事務」等）。

「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)

第3章 地方創生2.0の起動

2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点

(1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開

【地域コミュニティ機能の維持・強化】

厳しい状況の中であっても、限られた財源や人材を最大限にいかしながら、地域にとって本当に必要なサービスを、過不足なく、かつ持続可能な形で提供し続ける体制や制度を構築することが必要である。具体的には、例えば、郵便局や廃校など既存施設の活用等を通じて、1か所で複数のサービスを提供する総合的な地域の拠点づくりの展開が必要となる。(以下略)。

6. 政策パッケージ

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

⑤社会の情勢変化に適応可能な将来を見据えた地域のサービス拠点づくり

医療・福祉、教育・子育て等の公的サービス拠点や、スーパー、商店、公共交通等の民間事業者が主体となった拠点がそれぞれ整備され、必要なサービスが提供されてきた。地方においては、人口が急減する地域が顕在化していく中、今後のサービス拠点の整備に当たっては、郵便局や廃校などの既存施設の利活用、地方公共団体間の広域連携に伴う公共施設の集約化、広域的な拠点となる施設等の活用、民間事業者と地方公共団体が連携したサービス拠点施設の整備、これらにオンライン、ドローン、自動配送ロボット等のデジタル技術の活用による遠隔地へのサービス提供を組み合わせるなど、地域の実情に応じ、将来を見据えて持続可能なモデル案件の形成を進めていく。

ii. 「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の利活用の推進

過疎地を含む全国に約2万4,000の有人拠点を有する郵便局と、地域に必要なサービスの提供主体（地方公共団体・生活インフラ等）との連携を推進することで、新たな行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点「コミュニティ・ハブ」として郵便局を活用し、地域の持続可能性の確保に取り組む。

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

6

- 支所の廃止や民間サービスの撤退が進む地域において、自治体が郵便局を活用し、行政事務の効率化や生活支援サービスの向上に関する取組を実証し、住民の利便性向上、地域経済の維持・活性化、コミュニティ機能の改善・強化を図る事例の創出・横展開を図る。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- 郵便局の公共性・地域性を活かして、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニークなサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展させていく。

令和8年度予算額（案） 1.7億円（令和7年度予算額 1.5億円）

6

実証事業の対象(予定)

● 内容

郵便局を行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点として活用する取組について、総務省の公募に応募し、採択された取組について実証を実施。

- 👉 提供拠点として活用する取組の実証であるため、2つ以上の行政サービス・住民生活支援サービスで郵便局を活用するものが対象

● 実証の主体

地方公共団体又は地方公共団体を中心としたコンソーシアム

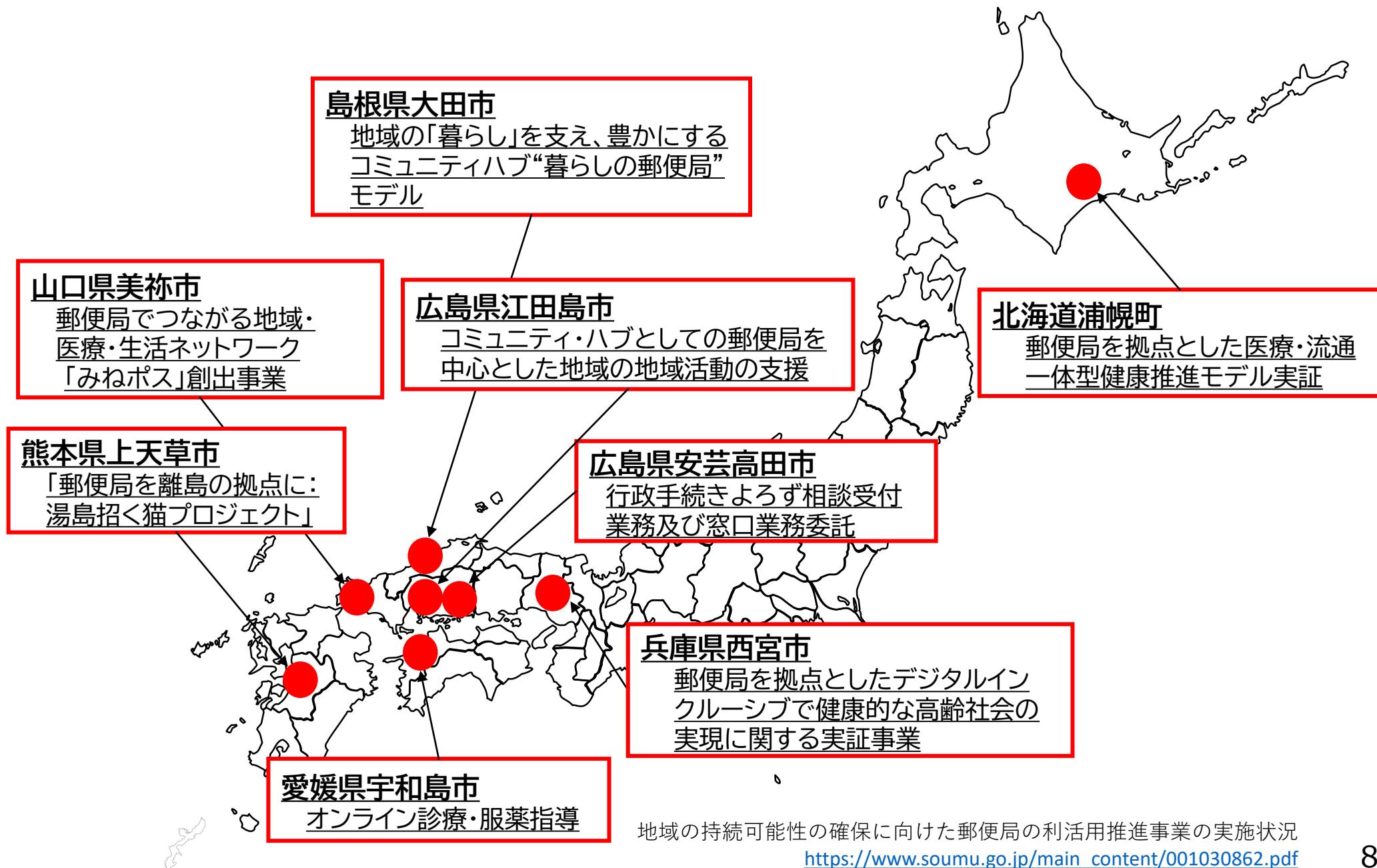
● 実証事業の応募の際に必要となる書類の内容

地域課題、実施計画（地域課題に対する郵便局を活用したサービスの概要、事業費）、実施体制、事業スケジュール など

(参考) 今年度（R7年度）のスケジュール



(参考) 令和7年度の実証事業について



- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等^{※1}に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地^{※2}に所在する郵便局等に委託する市町村

※1 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

※2 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）。

2. 対象経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※ 別に財政措置されているものを除く。

（具体的な対象事業の範囲（例））

- 行政サービス（市町村への申請サポート、オンライン相談等）
システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費

- 住民生活支援サービス

- ・買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費
- ・オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

3. 地方財政措置

特別交付税措置（措置率0.5%）

